

見 積 心 得

見積書は、次に掲げる条件及び通知に掲げる条件に違反した場合は無効・失格となりますのでご注意ください。

また、見積書を提出した後の訂正、差し替えは一切認めませんので、十分確認の上ご提出ください。

- 1 鉛筆書きによる見積書
- 2 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない見積書
- 3 あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない見積書
- 4 日付がない又は通知日から見積書の提出日までの期間内の日付となっていない見積書
- 5 工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが記載されていない見積書
- 6 工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが通知と一致しない見積書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
- 7 郵便により提出された見積書
- 8 委任状を持参しない代理人が提出した見積書
- 9 同一事項の見積書の提出について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した見積書
- 10 同一人が同一事項に対して2通以上の見積書を提出した場合において、その前後を判別することができない見積書又は後発の見積書
- 11 福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の見積書
- 12 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その見積書を無効とする。
- 13 最低制限価格を設定している場合は、見積金額が最低制限価格を下回る見積書は失格とする。
- 14 工事において、見積内訳書を提出していない者が見積した見積書

記載例：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-5.html>

※見積合わせ参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別記）を承諾のうえ、見積書の提出をしなければならない。

別 記

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

見積内訳書を作成する際の留意点について

見積内訳書は、入札参加者が適切に積算しているかどうかを判断する上で大変重要な書類ですので、その作成にあたっては以下の点に十分留意願います。

- ① 見積内訳書は、基本的には「金抜き設計書」の「本工事費内訳表」、「工種明細表」又はこれに相当するものに従って、各工種毎に「数量×単価＝金額」で表示します。

建築工事など多様な工種で構成される工事の場合、各工種（工事数量が確認できる範囲）の記載が「工種明細表」以降に表示される場合がありますので注意してください。（見積内訳書記載例2参照）

- ② また、本工事費内訳書の範囲内で種別レベル*までの工事数量が確認できる場合は、種別レベルまでの記載でもよいものとします。なお、この場合であっても種別毎に「数量×単価＝金額」で表示してください。（見積内訳書記載例1参照）

※「土木設計マニュアル〔設計積算編〕」（土木部技術管理課），第4章－11参照

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/108915.pdf>)

- ③ 見積内訳書は、値引きの表示は認めておりません。下記の例のように、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載してください。

（例1）「金額」の端数を値引いた計算は行わない。

	数量	単価	金額
（誤）〇〇〇工	130m ² ×2,	508円	=325,000円（計算が合わないため誤計算）
		↓	
（正）〇〇〇工	130m ² ×2,	500円	=325,000円

※ 130×2,508=326,040円となるので、326,040円と記入するか、又は325,000円と見積もりたい場合は、誤計算とならないよう単価を2,500円として記入する。

- ④ 金額のまるめとして端数金額を値引きしている例がみられますが、表示方法によっては、見積金額と入札金額の不一致とみなされ入札書が無効となる場合がありますので、見積内訳総括表での積算との間に齟齬がないこと、見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額が一致していることを確認してください。

(例2) 合計欄等でまるめ値引きは行わない。

(誤)	工事原価	10,000,000円	
	一般管理費	2,345,600円	
	工事価格	12,345,600円	
	工事価格(まるめ)	<u>12,340,000円</u>	(引下げ項目が不明な値引き)
		↓	
(正)	工事原価	10,000,000円	
	一般管理費	<u>2,340,000円</u>	
	工事価格	12,340,000円	

※一般管理費など実際に値引いた項目の金額(単価)を引下げた後の金額で表示する。

⑤ 見積内訳書は1式表示とせず、金抜き設計書と対比可能な「数量×単価」の内訳まで記載してください。(数量×単価の不明な1式表示があった場合は入札書が無効とされる場合があります。)

(例3) 見積内訳書は、「数量×単価」とし、1式表示にしない。

	数量	単価	金額
(誤)	〇〇〇工	1式	1,000,000円
	△△△工	1式	1,500,000円
	□□□工	1式	2,000,000円
		↓	
(正)	〇〇〇工		1,000,000円
	内訳	(100m × 2,500円 = 250,000円)	
		(100m × 7,500円 = 750,000円)	
	△△△工		1,500,000円
	内訳	(50m ² × 10,000円 = 500,000円)	
		(50m ² × 20,000円 = 1,000,000円)	
	□□□工		2,000,000円
	内訳	(200m ³ × 8,000円 = 1,600,000円)	
		(1式 400,000円)	
	内訳	(◇◇◇工300m × 1,000円 = 300,000円)	
		(■■■工500m × 200円 = 100,000円)	

⑥ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費については、1式表示を認めます。

⑦ 工事施工に際して必要な項目の漏れがあった場合は、入札書が無効とされる場合がありますので、提出する前に十分チェックしてください。